

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

業務管理体制の整備に関する報告書等の提出について（通知）

平素より、横浜市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
標記について、児童福祉法第21条の5の27第1項の規定に基づき、以下のとおり、報告をお願いいたします。

1 対象事業者

指定障害児通所支援事業者（横浜市内にのみ指定障害児通所支援事業所がある法人）

【対象事業者チェック】

横浜市**以外**で障害児**通所**支援事業所※の**指定**を受けていますか。

(1) **はい** → **報告は不要**です。

(2) **いいえ**（横浜**市内のみ**） → **報告が必要**です。

※児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2 報告期限

令和8年**3月19日（木）**

3 報告方法

横浜市電子申請システムより申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fb915b06-2536-406b-a1d5-9bc4722399d8/start>

4 お問合せ先

横浜市役所こども青少年局障害児福祉保健課 業務管理体制担当

E-Mail : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp

T E L : 045-671-4274

【参考：児童福祉法】

第二十一条の五の二十六 指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
 - 一 次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害児通所支援事業者
都道府県知事
 - 二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者
指定都市の長
 - 三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の中核市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者
中核市の長
 - 四 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者
内閣総理大臣
- 3 前項の規定により届出をした指定障害児通所支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした内閣総理大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「内閣総理大臣等」という。）に届け出なければならない。
- 4 第二項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした内閣総理大臣等以外の内閣総理大臣等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出をした内閣総理大臣等にも届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十一条の五の二十七 前条第二項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等は、当該届出をした指定障害児通所支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた内閣総理大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定障害児通所支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他の指定通所支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。